

設問番号	[1]
解答又は 解答例	正解は、ウ、オ、キ、ケ。
出題の意図	行政事件訴訟における抗告訴訟は、「処分」（行政庁の処分その他公権力の行使に当たたる行為）を対象とする。この「処分」にあたるものがどれか、重要な判例の中から選んでもらう問題である。判例学習の過程では結論だけではなくそれを支える理由の理解が重要であるが、まずは知識の確認のため、結論を尋ねた。

設問番号	[2] (1)
解答又は 解答例	次の点を確認する。ただし、他の訴訟手段についても可能性の観点から評価する。 ①A 県を被告として、不作為の違法確認の訴え（法3条5項）の提起が考えられること。 ②A 県を被告に義務付けの訴え（法第3条第6項第2号）（いわゆる申請型義務付け訴訟）の提起も考えられること。この場合、不作為の違法確認の訴えとの併合提起となること（法第37条の3第3項第1号）。
出題の意図	行政事件訴訟法上、採りうる訴訟手段につき、具体的なケースに即して適切なものを選択できるか試す問題である。行政法の学習に当たり、可能な限り具体例に即して行ってほしいとのメッセージを込めた。

設問番号	[2] (2)
解答又は 解答例	次の点を確認する。ただし、他の訴訟手段についても可能性の観点から評価する。 A 県を被告として、取り壊すよう命じる処分の差止めを求める差止めの訴え（法第3条第7項）の提起が考えられること。
出題の意図	行政事件訴訟法上、採りうる訴訟手段につき、具体的なケースに即して適切なものを選択できるか試す問題である。行政法の学習に当たり、可能な限り具体例に即して行ってほしいとのメッセージを込めた。

設問番号	[2] (3)
解答又は 解答例	次の点を確認する。ただし、他の訴訟手段（あるいは対象の選択）についても可能性の観点から評価する。 A 県を被告に、本件職務命令に基づく義務の不存在の確認を求める当事者訴訟（法第4条後段）（いわゆる実質的当事者訴訟）の提起が考えられること。
出題の意図	行政事件訴訟法上、採りうる訴訟手段につき、具体的なケースに即して適切なものを選択できるか試す問題である。行政法の学習に当たり、可能な限り具体例に即して行ってほしいとのメッセージを込めた。

設問番号	[2] (4)
解答又は	次の点を確認する。ただし、他の訴訟手段についても可能性の観点から評価する。

解答例	国を被告として、退去強制令書発付処分取消しの訴え（法3条2項）（いわゆる取消訴訟）を提起し、併せて、処分の執行又は手続の続行の停止を求める執行停止（法第25条第2項）を申し立てること。
出題の意図	行政事件訴訟法上、採りうる訴訟手段につき、具体的なケースに即して適切なものを選択できるか試す問題である。行政法の学習に当たり、可能な限り具体例に即して行ってほしいとのメッセージを込めた。

設問番号	〔3〕（1）
解答又は解答例	次の点を確認する。ただし、判例とは異なるアプローチが採られている場合には説得性の観点から評価を行う。 ①一般に、課税処分は処分の存在を信頼する第三者の保護を考慮する必要はなく、いわゆる明白性の要件は別異に考えること。 ②無効の判断は、処分の過誤が課税要件の根幹にかかわるものであり、徴税行政の安定等の要請を考えたとしてもなお、被課税者に争訟期間の徒過を理由に不利益を甘受させることが著しく不当であることが、処分を無効と判断する基準となりうること。
出題の意図	無効確認訴訟における無効の要件につき、租税法関係に係る最判昭和48・4・26「譲渡所得課税無効事件」を素材に、判断基準の設定を尋ねた。法典をもたない行政法の学習において、判例学習は一層の重要性をもつ。学んだ理論を、事例に即してその解決のため使えるよう心がけてほしいとのメッセージを込めた。

設問番号	〔3〕（2）
解答又は解答例	次の点を確認する。ただし、判例とは異なるアプローチが採られている場合には説得性の観点から評価を行う。 ①懲戒権者は、処分にあたり、懲戒事由に該当する行為の(1)原因や動機、(2)性質や態様、(3)結果や影響、(4)行為前後の態度やこれまでの処分歴など、諸般の事情を考慮する必要があること。 ②それは広範な事情を総合的に考慮する必要があることから、平素から組織内の事情に通じた、部下職員の指揮監督にあたる者の判断に任せる必要があること。 ③そうすると、懲戒処分を行うかどうか、行う場合にいかなる処分を選ぶかは、懲戒権者の裁量に任されているといえること。 ④神戸全税関事件判決の裁量審査は最小限の審査にあたると考えられること。
出題の意図	行政裁量の古典的な判例（最判昭和52・12・20神戸全税関事件）を素材に、当該権限に裁量が伴うことをどのように説明するかにつき尋ねた。法典をもたない行政法の学習において、判例学習は一層の重要性をもつ。学んだ理論を、事例に即してその解決のため使えるよう心がけてほしいとのメッセージを込めた。

設問番号	〔3〕（3）
------	--------

解答又は 解答例	次の点を確認する。ただし、判例とは異なるアプローチが採られている場合には説得性の観点から評価を行う。 最高裁は以下のような理由で適法と判断した。 ①警察法が「交通の取締り」を警察の責務として定めていること。 ②運転者は、公道で自動車を利用することを許されていることに伴う当然の負担として、合理的に必要な限度で行われる交通の取締りに協力すべきこと。 ③交通違反の多発地域等適当な場所で、短時分の停止を求め、必要な質問をすることは、相手方の任意の協力を求める形で行われるのであれば許されること。 最高裁の判断に対しては、次のような批判が考えられる。 ①一斉検問は、拒否すれば職務質問の要件を充足しうるなど、実質的には「任意」とはいえず、自由を制約するものであること。 ②警察法はいわゆる組織規範であり、「交通の取締り」の権限を具体化する、いわゆる権限規範である道路交通法等に具体的な規定が必要であること。
出題の意図	法律による行政の原理（法律の留保原則）に係る最高裁判例（最決昭和 55・9・22「飲酒運転一斉検問事件」）を素材としている。法典をもたない行政法の学習において、判例学習は一層の重要性をもつ。学んだ理論を、事例に即してその解決のため使えるよう心がけてほしいとのメッセージを込めた。